INVESTMENT MANAGEMENT

# 投資信託説明書(交付目論見書) 使用開始日 2023年5月15日

# モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信

(毎月分配型)/(年2回決算型)

追加型投信/内外/債券



- ●当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な 情報は、下記の委託会社ホームページで閲覧できます。
- ●本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、約款の 全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。
- ●当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の窓口へお問 い合わせください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 ホームページ:www.morganstanley.com/im/jp 電話番号:03-6836-5130(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

### 三菱UFJ信託銀行株式会社

※ファンドの財産の保管および管理業務を 行っています。

モルガン・スタンレー・インベストメント・ マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第410号 ※ファンドの運用の指図を行っています。

受託会社

委託会社

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

### ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この目論見書により行うモルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信(毎月分配型)/(年2回決算型)の募集については、発行者であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2022年11月11日に関東財務局長に提出しており、2022年11月12日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」といいます。)に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して投資家(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。また、当ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

### 商品分類および属性区分

	商品分類			
ファンド	単位型· 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	
モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信 (毎月分配型)	追加型投信	内外		
モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信 (年2回決算型)	<b>产加至汉</b> 伯	1371	(R.Z)	

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	
その他資産 (投資信託証券	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)、	ファミリー	なし	
(債券一般))	年2回	エマージング	ファンド	.0.0	

- ※上記分類は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。
- ※上記商品分類および属性区分の定義等の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/) をご参照ください。 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

### 委託会社の概要

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

設立年月日:1987年2月10日

資本金:9億9,000万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:4,794億円

(2023年2月末現在)

# ファンドの目的・特色

# ファンドの目的

■ 安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。 「モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信(毎月分配型)」、「モルガン・スタンレー 世界高金利通貨投信(年2回決算型)」を総称して「ファンド」、また、それぞれを「毎月分配型」、「年2回決算型」あるいは個別に「ファンド」という場合があります。

# ファンドの特色

# 1. 高金利で為替見通しが良好な、先進国と新興国の10通貨に分散投資します。

- ■「モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド」\*および「モルガン・スタンレー 新興国高金利 通貨マザーファンド」\*への投資を通じて、主として相対的に金利水準の高い世界各国の債券および短 期金融商品等に、為替見通しを勘案して投資を行うことにより、安定したインカムゲインの獲得と中長期 的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
  - \*総称して、あるいは個別に「マザーファンド」という場合があります。以下同じ。
- マザーファンドへの合計の投資比率は、原則として高位を維持します。 各マザーファンドへの配分は、中長期的な観点から決定される基準配分比率\*に沿って行うことを基本とします。
  - \*当面、各マザーファンドへの基準配分比率は均等となる見込みです。基準配分比率は委託会社の判断により見直される場合があります。
- 実質的\*1な投資対象とする債券および短期金融商品の残存期間は通常3年以下とし、ポートフォリオのデュレーション\*2は、原則として0~2年程度に維持することを基本とします。
  - \*1「実質(的)」とは、マザーファンドを通じて間接的に投資または保有する資産であることを意味します。以下同じ。
  - \*2「デュレーション」とは、金利が変動した場合、債券価格がどの程度変動するかを示す指標のことです。この数値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。
- 原則として、世界の先進主要国および新興国の通貨の中から10通貨程度を選定し、各通貨への実質的 な配分は、均等とすることを基本とします。
  - ※ただし、ファンダメンタルズ、市場規模、流動性等に基づく配分の決定ならびに投資対象通貨の見直し等に伴い、実際に組入れられる通貨数が10とならない場合や、各通貨への実質的な配分が均等とならない場合があります。
  - ※選定した通貨建ての債券等の代替として、他の通貨建ての債券等に投資する場合があります。その場合、外国為替取引を利用することにより、選定した通貨に実質的に投資することを目指します。また、選定した通貨建ての債券の価値や指数の収益率を反映する債券に投資することがあります。
- ■実質外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行いません。

# 2. [毎月分配型]と「年2回決算型」があります。

### ファンドの決算日

「毎月分配型」

原則として毎月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。

「年2回決算型

原則として毎年2月15日および8月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。

### 分配方針

- 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよび その金額を保証するものではありません。
  - ①分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。
  - ②「毎月分配型 |

収益分配金額は、上記①の分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、配当等収益等を中心に安定した分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等を勘案し、前記の安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。



- ※上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額を示唆・保証するものではありません。
- ※ボーナス分配とは、決算時に基準価額水準等を勘案して毎月の安定分配に委託会社が決定する額を上乗せする分配です。当面は、 2月と8月の決算時にボーナス分配を行う場合があります。
- ※原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行う方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや 基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配と ならない場合があることにご留意下さい。

### 「年2回決算型 |

収益分配金額は、上記①の分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況環境等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。



- ※上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額を示唆·保証するものではありません。
- ③収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

# 収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託で分配金が 支払われるイメージ

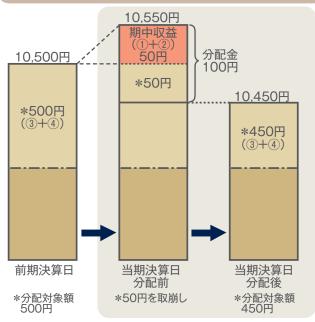


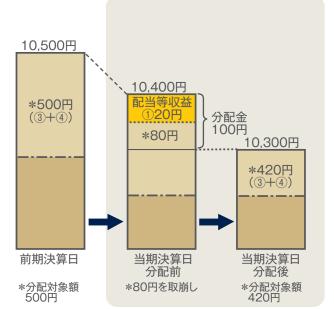
■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

### 前期決算から基準価額が上昇した場合

### 前期決算から基準価額が下落した場合

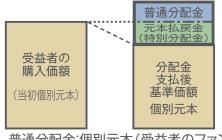




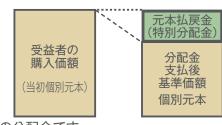
- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- ■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに 相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった 場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は 実質的に元本の一部払戻し とみなされ、その金額だけ個 別元本が減少します。 また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いと なります。



普通分配金:個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金) の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

- 委託会社は「モルガン・スタンレー 先進国高金利通貨マザーファンド」の運用にあたって、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク\*およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド\*に運用の指図に係る権限を委託します。
- ■委託会社は「モルガン・スタンレー 新興国高金利通貨マザーファンド」の運用にあたっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク\*に運用の指図に係る権限を委託します。モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、英国所在のモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド\*に再委託することができます。\*上記2つのマザーファンドの運用の指図に係る権限の委託先を総称して、または個々を指して「投資顧問会社」ということがあります。以下同じ。
- 専門性を持つ2つの運用チームが各マザーファンドの運用を担当します。
   \*グローバル債券運用チーム 平均運用経験年数26年(2023年2月末現在) 運用資産残高33,158億円(2022年12月末現在)
   \*エマージング・マーケット債券運用チーム 平均運用経験年数17年(2023年2月末現在) 運用資産残高18,865億円(2022年12月末現在)

### 【運用プロセス】

投資対象候補国については、先進国、新興国それぞれの債券市場を代表する債券インデックス\*を参照 しますが、各インデックスの構成国であっても除外する場合や、各インデックスの構成国以外から選定す る場合もあります。



- \* 先進国債券市場インデックスとは、FTSE世界国債インデックス (参考市場含む)を指し、新興国債券市場インデックスとは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ (GBI-EM) グローバル・ディバーシファイドを指します。
- ※ファンダメンタルズ、市場規模、流動性等に基づく配分の決定ならびに投資対象通貨の見直し等に伴い、実際に組入れられる通貨数が10とならない場合や、各通貨への実質的な配分が均等とならない場合があります。
- ※上記各インデックスは、2023年2月末現在の投資環境に基づき委託会社が判断したものであり、今後見直される場合があります。
- ※運用プロセス等は2023年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### ファンドの仕組み

■ファンドはマザーファンドを投資対象とするファミリーファンド方式で運用します。 ※直接債券および短期金融商品等に投資する場合もあります。

### 【ファミリーファンド方式について】

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を マザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



# 主な投資制限

- ■株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産 総額の10パーセント以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

# 投資リスク

# 基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動もあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではなく、 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び 損失はすべて投資家の皆様に帰属します。ファンドの主なリスクは以下の通りです。ただし、以下の 記述は全てのリスクを網羅したものではありません。

### 金利変動リスク

金利は、景気や経済の情勢等の影響を受けて変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、それに伴いファンドの基準価額も下落することがあります。また、債券の値動きの幅は、残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。ファンドは金利変動リスクを伴う債券などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

### 信用リスク

発行国の債務返済能力等の変化、あるいは、発行企業が経営不振や資金繰りの悪化等に陥り、債券の利息や 償還金があらかじめ定められた条件で支払われなくなる(債務不履行)場合、もしくはそうなると予想される 場合には債券の価格が下落することがあります。また、ファンドが投資対象の一部とする新興国債券は、一般 に先進国債券と比較して債務不履行の生じるおそれが高いと考えられ、債務不履行が生じた場合には債券 価格が大きく下落します。ファンドは、信用リスクを伴う債券などの有価証券に投資するため、元本を割り込む ことがあります。

### 為替変動リスク

為替相場は、国内外の経済要因や金利差等により変動します。円安方向への為替変動は基準価額の 上昇要因のひとつとなりますが、円高方向への為替変動は基準価額の下落要因のひとつとなります。 ファンドは、為替変動リスクを伴う外貨建資産に投資するため、元本を割り込むことがあります。

# カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。例えば、当該投資が中国に係るカントリーリスクを伴う場合には、政府の作為若しくは不作為、市場のボラティリティ、又はトレードの相手方の集中等によって、通貨の交換性及び/又は資金の中国外への送金に制限又は遅延が生じるおそれがあります。また、ファンドが投資対象の一部とする新興諸国の経済状況は先進諸国と比較して、一般に脆弱である可能性があります。経済成長率、インフレ、国際収支、外貨準備高等の経済状況の好転や悪化、政治不安や社会不安、外交関係、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制など、種々の規制や政策の変更等により新興国債券への投資は著しく悪影響を被る可能性があります。ファンドでは、新興国債券への投資にあたっては、主に新興諸国の自国市場へ投資します(現地通貨建債等)。新興諸国の自国市場は、一般に先進諸国に比べて制度やインフラストラクチャーが未発達で市場規模が小さく、流動性も低く、変動も大きいと考えられ、決済の遅延・不能等が発生する可能性があります。ファンドは、こうしたカントリーリスクを伴う有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

# 経済制裁に係るリスク

特定の国、機関、会社、組織、個人に対し、将来的に経済制裁が課せられ又は既に課せられていることがあります。経済制裁及び他の同様の行政措置により、当ファンドによる証券の売買が実質的に制限され又は禁止される可能性があります。これにより、当ファンドの当該証券に対する投資の流動性が低下し、評価がより困難となる場合があります。また、経済制裁の結果、当ファンドが、その投資対象について、適切でないタイミング又は価格による売却その他の処分を強制される可能性があり、その結果、当ファンドに損失が生じ、取引コストが増加する可能性があります。これらの措置は、相当程度長期に渡る可能性があり、また、当ファンドに対する事前の通知なく立法化される可能性があります。

# その他の留意点

### クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

# ファミリーファンド方式について

ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴なう資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

### 流動性リスクについて

有価証券等を売買しようとする際に、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や市場に十分な需給がない場合あるいは現地規制等によって取引が制限される場合には、期待される価格よりも不利な価格での取引となる可能性又は取引の実行が困難になる可能性があり、その結果基準価額の下落により損失を被るおそれがあります。市場の流動性が低下した場合、各ファンドの状況によっては、委託会社は一部解約の請求の受付を停止する場合や解約代金の支払いが遅延する場合があります。

# リスクの管理体制

委託会社では運用に係るリスクを含む諸リスク管理のために委員会を設置しており、同委員会がファンド・パフォーマンスおよび流動性リスクのモニタリングを行います。また、同委員会は流動性リスク管理態勢(緊急時対応策を含みます。)について監督します。運用の指図に関する権限の委託(再委託を含みます。)を行っている場合には、委託先等の管理体制等も定期的に監視します。委託会社のコンプライアンス部門では、運用ガイドライン、社内規定等の遵守状況を監視します。

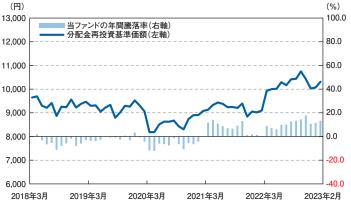
# 参考情報

# ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

# 毎月分配型 2018年3月~2023年2月



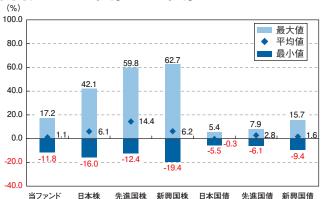
### 年2回決算型 2018年3月~2023年2月



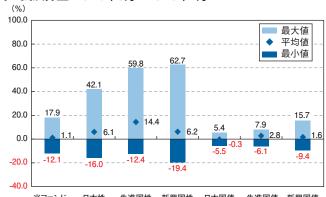
- ·年間騰落率は、2018年3月~2023年2月の5年間の各月末における 1年間の騰落率を表示したものです
- ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる 場合があります
- 分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて 指数化しています。

# ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

### 毎月分配型 2018年3月~2023年2月



年2回決算型 2018年3月~2023年2月



日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

- 上記は、2018年3月~2023年2月の5年間の各月末における1年間 の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産 クラスについて表示したものです。 ・すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ・当ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

・各資産クラスの指数 日本株 :東証株価指数(TOPIX)(配当込み) 先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース) 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI 国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガンGBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

- ・東証株価指数(TOPIX)は、株式会社JPX総研(㈱JPX総研)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は㈱JPX総研が有しています。なお、本商品は、㈱JPX総研により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱JPX総研は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- ·MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整済み時 価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCIInc.に帰属しております。
- ·MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCIInc.が開発した、世界の新興国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動 株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCIInc.に帰属しております。
- NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村フィデューシャリー・ リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確 性、完全性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 ・NOMURA-BPI国債は、野村フィデュー の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- ·FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均し た債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが 有しています
- JPモルガンGBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(「本指数」)は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2023, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved. ·JPモルガンGBI-EM

# 運用実績

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。最新の運用 実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

# 基準価額・純資産の推移

(2023年2月末現在)





<sup>※</sup>基準価額は信託報酬控除後です。信託報酬は純資産総額に年1.045%(税抜年0.95%)の率を乗じて得た額とします。分配金再投資基準価額は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算した価額です。また、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

# ファンドデータ

毎月分配型		年2回決
基準価額	4,875円	基準価
純資産総額	18.5億円	純資産

年2回決算型		
基準価額		10,314円
純資産総額		7.3億円

# 分配の推移(1万口あたり、税引前)

毎月分配型(直近5期分)		
第169期 2022年10月	10円	
第170期 2022年11月	10円	
第171期 2022年12月	10円	
第172期 2023年1月	10円	
第173期 2023年2月	10円	
直近1年間累計	120円	
設定来累計	4,950円	

年2回決算型(直近5期分)		
第25期 2021年2月	0円	
第26期 2021年8月	0円	
第27期 2022年2月	0円	
第28期 2022年8月	0円	
第29期 2023年2月	0円	
設定来累計	250円	

<sup>※</sup>分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

### ■ ポートフォリオ構成比率

### 毎月分配型

項目	純資産比率
モルガン・スタンレー先進国高金利通貨マザーファンド	48.0%
モルガン・スタンレー新興国高金利通過マザーファンド	51.1%
現金その他	0.9%
合計	100.0%

### 年2回決算型

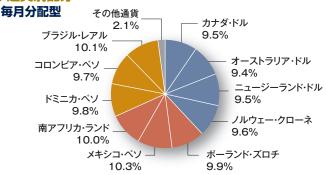
項目	純資産比率
モルガン・スタンレー先進国高金利通貨マザーファンド	49.0%
モルガン・スタンレー新興国高金利通過マザーファンド	50.7%
現金その他	0.3%
合計	100.0%

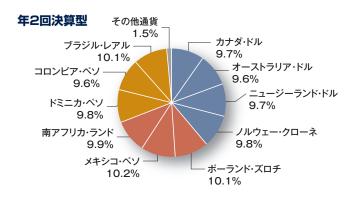
### ■ 組入債券上位銘柄

	発行体	種別	クーポン	償還日	比率		
		光门体	性別 グーバン	順起口	毎月分配型	年2回決算型	
	1	NORWAY	国債	2.0%	2023/5/24	9.6%	9.8%
先進	2	POLAND	国債	2.5%	2024/4/25	9.6%	9.8%
先進国債券	3	CANADA	国債	0.25%	2023/5/1	9.5%	9.7%
券	4	NEW ZEALAND	国債	0.5%	2024/5/15	9.5%	9.7%
	5	AUSTRALIA	国債	2.75%	2024/4/21	9.4%	9.6%
	1	BRAZIL	国債	10.0%	2025/1/1	10.1%	10.1%
新興	2	CENTRAL BANK OF DOMINICAN REPUBLIC RegS	特殊債	13.0%	2025/12/5	9.8%	9.8%
新興国債券	3	COLOMBIA	国債	10.0%	2024/7/24	9.7%	9.6%
券	4	SOUTH AFRICA	国債	10.5%	2026/12/21	9.6%	9.5%
	5	MEXICO	国債	10.0%	2024/12/5	5.4%	5.3%

※選定した通貨建ての債券等の代替として、他の通貨建ての債券等に投資する場合があります。その場合、外国為替取引を利用することにより、選定した通貨に実質的に投資することを目指します。また、選定した通貨建ての債券の価値や指数の収益率を反映する債券に投資することがあります。

### ■ 通貨別配分

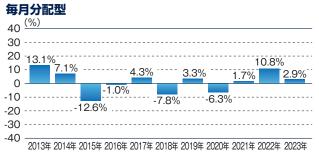


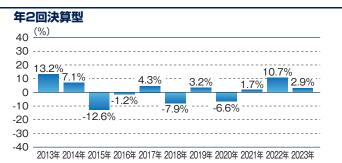


※通貨別配分は為替予約等を含めた実質的な比率をいいます。

- \*上記「主な資産の状況」記載の「ポートフォリオ構成比率」「組入債券上位銘柄」「通貨別配分」は、現地時間基準で計上する弊社ポートフォリオシステム(運用担当者が使用しているシステム)にて算出しています。一方、請求目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1)投資状況、および(2)投資資産」のデータは法令・諸規則に基づいた投信計理システムで作成しています。
- ※各比率は、「毎月分配型」「年2回決算型」の各マザーファンドの組入比率と各マザーファンドの各資産組入比率から算出しています。

# 年間収益率の推移





- ※ファンドの年間収益率は、税引前分配金再投資基準価額により算出しています。
- ※ファンドにベンチマークはありません。
- ※2023年は、年初から2月末までの収益率です。

# 手続·手数料等

# お申込メモ

購入単位	最低申込単位を 一般コース(分配金を受取るコース): 1万口以上1口単位 自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース):1万円以上1円単位として、販売会社が個別に定める単位とします。 ※お申込み後に、コースの変更はできません。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額。
購入代金	購入申込受付日から起算して6営業日目までにお申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	最低換金単位を 一般コース:1口単位 自動けいぞく投資コース:1円単位 として、販売会社が個別に定める単位と します。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 から信託財産留保額を控除した価額。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までにお申込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。ニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行休業日に該当する日にはお申込みの受付は行いません。
購入の申込期間	2022年11月12日から2023年8月10日まで。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行 うために大口解約請求には制限があ ります。

購入・換金申込 受付の中止及び 取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご購入・ご換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2023年8月15日まで。 (2008年8月28日当初設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・各ファンドの受益権の口数が30億口を下回った場合・投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月分配型:毎月15日 年2回決算型:毎年2月15日および8月 15日 ただし休業日の場合は翌営業日。
収益分配	原則として決算時毎に収益分配方針に基づき分配します。販売会社との契約によっては課税後無手数料で再投資が可能です。 ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託金の限度額	各ファンドともに1兆円
公告	委託会社が受益者に対してする公告は 日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年2月と8月に終了する計算期間の 末日および償還時に、交付運用報告書を 作成し、知れている受益者に対して交付 します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資 非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

# ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ご購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める3.3%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、販売会社によるファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、ファンドの募集・取扱い事務等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額とします。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

ファンドの日々の純資産総額に年1.045%(税抜0.95%)の率を乗じて得た額とします。

※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上されファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき 投資信託財産から支払われます。

委託会社	販売会社	受託会社
委託した資金の運用等の対価	交付運用報告書等各種書類の 送付、口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社から の指図の実行等の対価
年率0.495% (税抜0.45%)	年率0.495% (税抜0.45%)	年率0.055% (税抜0.05%)

<sup>※</sup>委託会社に対する運用管理費用には、投資顧問会社への報酬が含まれています。

# その他の 費用・手数料

信託事務等の諸費用、組入有価証券を売買する際に生じる取引費用、監査法人等に支払うファンドの 監査費用、運用報告書等法定書類の作成費用等が保有期間中その都度かかります。(これらの費用は運用 状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。)

### 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税、復興特別 所得税及び地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別 所得税及び地方税	譲渡による所得として課税	換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

<sup>※</sup>上記は、2023年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<sup>※</sup>上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<sup>※</sup>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。満20歳以上の方を対象にしたNISAおよび満20歳未満の方を対象にしたジュニア NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。 販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

# **MEMO**

# **MEMO**